

南海トラフ地震における静岡広域受援計画の策定

(危機管理部)

1 要 旨

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の公表（中央防災会議幹事会・平成27年3月）を受け、静岡県では、南海トラフ地震発生時に国が実施する救助・消火活動、医療活動、物資調達及び燃料供給を本県が迅速かつ円滑に受入れ、被災者の救助を行う体制を確保するため、平成28年3月28日「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を策定・公表し、4月1日から施行した。

2 基本方針

- (1) 県、市町及び防災関係機関等は、国の応援部隊等と連携した人命救助活動、医療活動を行うとともに、物資調達、燃料供給等により、被災者支援を行う。
- (2) 県・市町及び防災関係機関等は、緊急輸送ルートの確保、救助活動拠点の開設準備等の応援部隊の受け入れ態勢を確保する。

3 計画の構成

	区 分	記 述 内 容
第1章	総則	基本方針、本計画の位置づけ・適用、発災からの経過時間に応じた県及び市町等の対応等
1-1章	航空運用	発災からの経過時間に応じた重視する航空機の運用、航空機の運用調整機構、発災後直ちに開設するヘリポート等
第2章	緊急輸送ルートの確保	緊急輸送ルートの設定、発災後の通行可否状況の把握、道路啓開方針の決定、関係機関への支援要請等
第3章	救助・消火活動等	県・市町、広域応援部隊等による関係機関調整会議、発災後の広域応援部隊の受け入れ等
第4章	医療活動	広域医療搬送のための航空機等による患者搬送、発災後の時間経過に応じたDMAT及び保健師等の受け入れ
第5章	物資調達	平常時からの物資備蓄の推進、発災直後の県・市町の物資調達活動、国のプッシュ型支援への対応等
第6章	燃料供給	円滑な燃料供給をするための県本部等の役割、緊急車両、重要施設の燃料供給、富士山静岡空港における燃料供給等

※ 章構成及び各章名称は第1章を除き国の具体計画に準拠

4 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」からの変更点

(1) 「超広域災害」になると想定される南海トラフ巨大地震への対応

- 科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（南海トラフ巨大地震）を想定。
- 東海地震に比べ減少する応援部隊を効果的に運用するための対応策を記載。
- 救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う「大規模な広域防災拠点」としての富士山静岡空港の活用を明記。

<具体的な対応策>

- ・ 応援部隊（人的資源）や物的資源を重点投入する地域を調整し、応援を要請
- ・ 緊急輸送ルートの確保状況、被災状況等を速やかに把握し、応援部隊等に提供

(2) タイムラインによる各種災害応急対策活動の連携

- 国、県、市町及び関係機関等が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の活動を整合的かつ調和的に行うための、行動目標（タイムライン）を作成。

<具体的な対応策>

- ・ 数時間以内 震度分布、航空偵察及び国、応援部隊等から得た情報により県内の被害概要を把握、必要により応援計画修正を要望
航空機による捜索・救難活動の受け入れ
- ・ 24時間以内：県外からの応援部隊受け入れ、災害派遣医療チームの受け入れ

(3) 航空機の効果的な運用

- 発災直後からの情報収集、津波等による孤立者の救助、患者搬送等の実施には、航空機の有効活用が鍵となることから、独立した章を設け必要事項を整理。

<具体的な対応策>

- ・ 時間経過に応じた航空機の運用を整理(情報収集→捜索・救助→患者搬送)
- ・ 航空機の運用調整を行う体制(航空運用調整会議、航空調整スタッフ)を整理

5 今後の対応（各種訓練における受援計画の検証）

県の総合防災訓練（平成28年9月）、大規模図上訓練（平成29年1月）等の各種訓練や、自衛隊等の応援部隊が実施する南海トラフ地震を想定した各種訓練で受援計画の検証を予定

(1) 総合防災訓練、地震対策オペレーション2017

広域応援部隊の陸路・空路による進出（実動訓練）

県内の被災状況に応じた応援部隊の配分要請（本部運営訓練）

(2) 富士山静岡空港を活用した訓練

平成28年度静岡県総合防災訓練、平成28年度自衛隊統合防災演習における陸上自衛隊前方支援地域の実設訓練、緊急消防援助隊航空小隊等による航空機受援訓練